

# 教員免許更新制の実施に伴い、幼稚園、認定こども園の方々に御理解、お取り組みいただきたいこと

文部科学省初等中等教育局教職員課  
(平成30年2月)

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. はじめに                           | 2  |
| < 旧免許状所持者向け >                     |    |
| 2. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続きの流れ       | 4  |
| 3. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ           | 11 |
| 4. 旧免許状所持者の修了確認期限の延期申請の流れ         | 13 |
| 5. 免許状更新講習の内容                     | 18 |
| < 新免許状所持者向け >                     |    |
| 6. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続きの流れ       | 21 |
| 7. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ           | 27 |
| 8. 新免許状所持者の修了確認期限の延期申請の流れ         | 29 |
| 9. 免許状更新講習の内容                     | 34 |
| < 共通 >                            |    |
| 10. 各幼稚園の園長等に取り組んでいただきたい事項        | 37 |
| 11. よくある御質問                       | 38 |
| (参考) 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について | 39 |

## 1.はじめに

### 【本項目でのポイント】

教員免許更新制の目的、新免許状と旧免許状の違い、幼保連携型認定こども園の保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて御理解ください。

#### < 教員免許更新制について >

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されています。

教員免許更新制の目的は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

#### < 新免許状と旧免許状の違い >

平成21年4月以降に授与される教員免許状（新免許状）には10年間の有効期間が定められています。新免許状を持っている者は有効期間の満了までの2年2か月内に大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して有効期間を更新することが必要となります。

有効期間の異なる複数の新免許状を持っている場合、遅く満了する有効期間に自動的に統一されるので、遅い方の「有効期間の満了の日」までの2年2か月内に上記のとおり必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。

また、旧免許状を1枚でも持っている者が平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を取得した場合、その免許状は旧免許状として授与されるため、従前に持っている旧免許状と同様に有効期間は定められませんので、注意が必要です。（個人で、新免許状と旧免許状を同時に持つことはありません。）

平成21年3月31日までに授与された教員免許状（旧免許状）には有効期間は定められませんが、旧免許状を持って勤めている現職の教員には、各自の修了確認期限前の2年2か月内に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されているため、新免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。

具体的な手続きについては、

旧免許状所持者についてはP.4～P.20「2.免許状更新講習の受講、免許管理者への手続きの流れ」～「5.免許状更新講習の内容」を、

新免許状所持者についてはP.21～P.36「6.免許状更新講習の受講、免許管理者への手続きの流れ」～「9.免許状更新講習の内容」を、確認してください。

## < 保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて >

認定こども園には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つのタイプがあり、教員免許更新制は、このうち、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭及び幼稚園型認定こども園に勤務する幼稚園教諭が対象となります。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。平成27年4月1日施行。以下「改正認定こども園法」という。）」において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たに「幼保連携型認定こども園」が創設され、その中心職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。））」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則とされています。

ただし、改正認定こども園法の施行後5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の登録の、いずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができるという経過措置が設けられています（改正認定こども園法附則第5条）

いずれか一方の免許・資格のみを持ち保育教諭となった者は、経過措置期間が終了するまでに、もう一方の免許・資格を取得する必要があります。

両方の免許・資格を有して保育教諭等となった者については、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わなかった場合、修了確認期限及び有効期間の満了日の経過をもって幼稚園教諭免許状は失効することとなります。

経過措置期間内（平成32年3月31日まで）であれば、保育士資格を持っていることで、幼稚園教諭免許状が失効した場合でも保育教諭としての勤務を継続できますが、この場合、更に「改正認定こども園法」に規定する5年間の経過措置期間の終了後は保育教諭等としての資格を欠くこととなり、直ちに失職することとなります。

旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日を既に経過し、保育士の登録を行うことのみにより保育教諭等となった者については、経過措置期間が終了する前までに旧免許状の有効性の回復又は新免許状の再取得の手続を行わない場合、経過措置期間の終了後は保育教諭等を失職することとなります。

経過措置期間の終了間際である平成31年度には、講習の受講希望が集中することが予想されることも踏まえ、幼稚園教諭免許状をお持ちの保育教諭は、免許状更新講習の受講期間を必ず確認した上で、当該期間のできるだけ早い段階から計画的に講習を受講し、免許管理者への手続を行っていただくようお願いいたします。

< 旧免許状所持者向け >

## 2. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続の流れ

### 【本項目でのポイント】

旧免許状所持者で修了確認期限までに免許状更新講習の受講義務がある者の範囲、最初の修了確認期限の確認をはじめとする一連の流れ、手続について、各幼稚園、認定こども園の教職員へ周知いただけるよう、各事項についてご理解ください。

### 1) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習受講・修了義務のある方

幼稚園、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に勤務する教職員の中で、下記の(1)、(2)の両方に該当する方は、各自の修了確認期限の2か月前までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に更新講習修了確認の申請を行うことが必要となります。

(1) 平成21年3月31日までに授与された教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状(旧免許状)を持っている者。(保育士の資格は関係ありません。)

例：幼稚園教諭普通免許状を所持。  
養護教諭普通免許状を所持。

(2) 下記の ~ のいずれかの職にある者であること。

国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)

幼稚園に勤務する職員ではありませんが下記の方も同様となります。

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者(都道府県教育委員会)が定める者

指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。

地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者  
各免許管理者でその範囲は定められます。

文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

免許状更新講習の受講等の基本的な流れは次の図1のとおりです。

**(図1) 免許状更新講習の受講等の基本的な流れ**

**「修了確認期限」の確認**

はじめに、必ず各自で表1(P.7)又は表2(P.8)から「最初の修了確認期限」を御確認ください

「最初の修了確認期限」がまだ経過していない場合  
当該「最初の修了確認期限」があなたの現在の修了確認期限です

「最初の修了確認期限」を既に過ぎている場合

**1. (更新・延期・免除手続き済み)**

- ・ 免許状更新講習を受講・修了し、更新講習修了確認を受けている場合
- ・ 修了確認期限を延期している場合
- ・ 免許状更新講習の受講が免除される手続きを完了している場合

免許管理者から発行された「更新講習修了確認証明書」「修了確認期限延期証明書」「免許状更新講習免除証明書」等に記載された「次の修了確認期限」があなたの現在の修了確認期限ですので、御確認ください

**2. 免許状更新講習を受講・修了せず、更新講習修了確認を受けていない場合(未更新)**

当該「最初の修了確認期限」が現在でもあなたの修了確認期限です

以降の手続きはP.10(図2)を御確認ください

現在の修了確認期限  
平成 年 月 日

**各自の修了確認期限の2か月前までの2年間の期間内に行うことが必要なこと**

各自で文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択

**免許状更新講習受講期間**

平成 年 月 日~平成 年 月 日

(修了確認期限の2年2か月前~修了確認期限の2か月前)

各自で各大学等に受講を申し込みます

(受講申込書等に各幼稚園長等から教諭等であることを証明してもらいます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します  
(必修領域の講習を6時間以上、選択必修領域の講習を6時間以上、選択領域の講習を18時間以上、合計30時間以上受講します。その際、選択領域の講習については、教諭の職にある方は「教諭」、養護教諭の職にある方は「養護教諭」、栄養教諭の職にある方は「栄養教諭」が対象職種として設定された講習を受講することが必要です。)

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

### 各自の修了確認期限の2か月前までに行うことが必要なこと

各自で修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者に更新講習修了確認申請をします。

申請手続最終日  
平成 年 月 日  
(修了確認期限の2か月前)

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。

次の修了確認期限  
平成 年 月 日  
(証明書に記載)

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭その他免許管理者が定める方は、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。(詳細はP.11をご確認ください。)

免許管理者は、免許状を授与された都道府県教育委員会ではないこと、また、勤務する施設によって違うことにご注意ください。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する方(保育士も含まれます)の場合は、勤務する幼稚園等が所在する都道府県の教育委員会です。保育所型認定こども園、保育所に勤務する保育士などの 以外の方の場合は、御自身の住所地の都道府県の教育委員会です。

(表1)

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方は表2をご覧ください。)の最初の修了確認期限

| 生年月日  | 最初の修了確認期限  | 免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間 | 次回の修了確認期限  |
|---|------------|----------------------------|------------|
| 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日<br>昭和40年4月2日～昭和41年4月1日<br>昭和50年4月2日～昭和51年4月1日 | 平成23年3月31日 | 平成21年4月1日～平成23年1月31日       | 平成33年3月31日 |
| 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日<br>昭和41年4月2日～昭和42年4月1日<br>昭和51年4月2日～昭和52年4月1日 | 平成24年3月31日 | 平成22年2月1日～平成24年1月31日       | 平成34年3月31日 |
| 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日<br>昭和42年4月2日～昭和43年4月1日<br>昭和52年4月2日～昭和53年4月1日 | 平成25年3月31日 | 平成23年2月1日～平成25年1月31日       | 平成35年3月31日 |
| 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日<br>昭和43年4月2日～昭和44年4月1日<br>昭和53年4月2日～昭和54年4月1日 | 平成26年3月31日 | 平成24年2月1日～平成26年1月31日       | 平成36年3月31日 |
| 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日<br>昭和44年4月2日～昭和45年4月1日<br>昭和54年4月2日～昭和55年4月1日 | 平成27年3月31日 | 平成25年2月1日～平成27年1月31日       | 平成37年3月31日 |
| 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日<br>昭和45年4月2日～昭和46年4月1日<br>昭和55年4月2日～昭和56年4月1日 | 平成28年3月31日 | 平成26年2月1日～平成28年1月31日       | 平成38年3月31日 |
| 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日<br>昭和46年4月2日～昭和47年4月1日<br>昭和56年4月2日～昭和57年4月1日 | 平成29年3月31日 | 平成27年2月1日～平成29年1月31日       | 平成39年3月31日 |
| 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日<br>昭和47年4月2日～昭和48年4月1日<br>昭和57年4月2日～昭和58年4月1日 | 平成30年3月31日 | 平成28年2月1日～平成30年1月31日       | 平成40年3月31日 |
| 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日<br>昭和48年4月2日～昭和49年4月1日<br>昭和58年4月2日～昭和59年4月1日 | 平成31年3月31日 | 平成29年2月1日～平成31年1月31日       | 平成41年3月31日 |
| 昭和39年4月2日～昭和40年4月1日<br>昭和49年4月2日～昭和50年4月1日<br>昭和59年4月2日～          | 平成32年3月31日 | 平成30年2月1日～平成32年1月31日       | 平成42年3月31日 |

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を1枚でも持つ方は、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得していても、旧免許状所持者ですので、修了確認期限を確認する際は、表1を御覧ください。

#### 《表1の見方》

各自の生年月日から、～の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間を御確認ください。

例1：昭和44年1月8日生まれの幼稚園教諭の方は、の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成26年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成24年2月1日から平成26年1月31日までの間となります。

例 2 : 昭和 6 0 年 1 月 8 日生まれの幼稚園養護教諭の方は、 の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成 3 2 年 3 月 3 1 日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成 3 0 年 2 月 1 日から平成 3 2 年 1 月 3 1 日までの間となります。

( 表 2 )

平成 2 1 年 3 月 3 1 日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方 ( 栄養教諭以外の職にある方も該当します。 ) の最初の修了確認期限

他に旧免許状を持っている場合も、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までに授与された栄養教諭免許状を持つ場合は、以下の表 2 を御覧ください。

他に旧免許状を持っていて、平成 2 1 年 4 月 1 日以降に授与された栄養教諭免許状を持つ場合は、表 2 ではなく、表 1 を御覧ください。

| 免許状を授与された日                                      | 最初の修了確認期限  | 免許状更新講習の受講期間         | 次回の修了確認期限  |
|---|------------|----------------------|------------|
| 平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者            | 平成28年3月31日 | 平成26年2月1日～平成28年1月31日 | 平成38年3月31日 |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成29年3月31日 | 平成27年2月1日～平成29年1月31日 | 平成39年3月31日 |
| 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成30年3月31日 | 平成28年2月1日～平成30年1月31日 | 平成40年3月31日 |
| 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成31年3月31日 | 平成29年2月1日～平成31年1月31日 | 平成41年3月31日 |

《表 2 の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、 ~ の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例 1 : 平成 1 7 年 3 月 2 0 日に栄養教諭免許状を授与された幼稚園の栄養教諭の方は、 の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成 2 8 年 3 月 3 1 日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成 2 6 年 2 月 1 日から平成 2 8 年 1 月 3 1 日までの間となります。

例 2 : 平成 1 9 年 3 月 2 0 日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成 2 9 年 3 月 3 1 日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成 2 7 年 2 月 1 日から平成 2 9 年 1 月 3 1 日までの間となります。



## 2) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了義務はないが、各自の判断により免許状更新講習を受講することができる方

旧免許状を持っている者のうち、P.4(2)の免許状更新講習受講・修了義務のある方以外の方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんので、講習を受講・修了しないまま修了確認期限が過ぎてもお持ちの教員免許状が失効することはありません。ただし、修了確認期限が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要です。(P.10(図2)もご確認ください。)

また、そのうち、下記の方々は、各自の判断で修了確認期限までに免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する学校栄養職員、養護職員

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園に勤務する保育士

かつて幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小学校等の校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)であった方で、今後、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)の職に就くことを希望する方

今後、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)として任命、雇用されることが見込まれる方(教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者、採用内定が出されている者 等)

その他文部科学大臣、免許管理者が定める者

認可保育所に勤務する保育士

「幼稚園」と「認可外保育施設」の双方を設置する自治体や法人により設置されている認可外保育施設に勤務する保育士

、 、 以外の保育所に勤務する保育士は免許状更新講習を受講することはできません。

### 3) 各自の修了確認期限経過後に免許状更新講習を受講等しようとする場合

P.9 2)の免許状更新講習の受講・修了義務はない方々は、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小学校等の教諭、講師等として勤務することとなったときは、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から免許状更新講習を修了した後2年2か月の期間内にあることについての「確認」を受けることが必要となります。

この場合の手續等は、以下、(図2)を御確認ください。

#### (図2) 修了確認期限経過後に免許状更新講習を受講する場合の流れ

最初の修了確認期限の確認  
(必ず各自でP. 表1又は表2から「最初の修了確認期限」を御確認ください)

最初の修了確認期限  
平成 年 月 日

～最初の修了確認期限が経過～

#### 教諭等の職に就くまでに行うことが必要なこと

各自で文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択

各自で各大学等に受講を申し込みます。  
(受講申込書等に、各認定こども園や認可保育所の園長等から、保育士等の受講対象者に該当していることを証明してもらいます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自で修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者に修了確認の申請をします。

免許管理者が修了確認を行い、「更新講習修了確認証明書」を発行。本人へ送付。

教諭等に就くことができます。  
修了確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日(次の修了確認期限)まで持っているすべての教員免許状が有効。

次の修了確認期限  
平成 年 月 日  
(証明書に記載)

### 3. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

#### 【本項目でのポイント】

免許状更新講習の受講免除を希望する方も必ず免許管理者に申請手続きが必要であることにご注意ください。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭の職にある方（その他免許管理者が定める方）の場合は、P.5（図1）に沿って免許状更新講習を受講する以外に、免許管理者（勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会）に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。この場合の流れは以下の（図3）のとおりです。

各自の判断によりいずれかの方途を選択して下さい。

免許状更新講習の受講義務のある方（P.4（2）参照）は、以下の（1）～（6）のいずれかの事由に該当する場合には、免許状更新講習の受講免除の認定を申請することができます。

- （1）校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭であること
- （2）指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者（都道府県教育委員会）が定める者  
指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。
- （3）免許状更新講習の講師
- （4）地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者  
各免許管理者でその範囲は定められます。
- （5）免許管理者が指定する、文部科学大臣や教育委員会などからの優秀教員表彰等を受けた者  
免除対象となる表彰は、各免許管理者で定められます。
- （6）文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

#### （図3） 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

最初の修了確認期限の確認  
（必ず各自で表1又は表2から「最初の修了確認期限」を御確認ください）

最初の修了確認期限  
平成 年 月 日

(受講免除の認定申請期間の確認)  
各自の修了確認期限の2か月前までの  
2年間

平成 年 月 日 ~  
平成 年 月 日

### 各自の修了確認期限の2か月前までに行うことが必要なこと

各自が勤務する幼稚園等が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して、免許状更新講習の受講免除の認定を申請します

申請手続最終日

平成 年 月 日

(修了確認期限の2か月前)

免許管理者が免許状更新講習の受講免除の証明書を発行  
(これにより更新講習修了確認を受けたものとみなされます)

次の修了確認期限(10年後)まで持っている  
全ての教員免許状が有効。

次の修了確認期限

平成 年 月 日

(証明書に記載)

免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う場合に留意いただきたい事項  
【平成20年11月文部科学省初等中等教育局長通知】

2. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の際の国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の取扱いについて

施行規則第61条の4第1号及び改正省令附則第10条第1項第1号の規定により、国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭(以下「校長等」という。)の免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う際の取扱いについては以下の通りとすること。

国立学校又は私立学校においては、学校教育法に規定する校長等に該当する職が様々な名称で置かれている場合があることから、免許管理者においては、これらの職にある者から免許状更新講習の受講免除の認定申請があった場合には、当該申請者が勤務する学校を設置する国立大学法人、学校法人又は校長(校長の職にあることによる免除の認定申請の場合には、国立大学法人又は学校法人)による当該申請者が学校教育法に規定する校長等であることの証明を求めること。

なお、各国立学校又は私立学校においては、上記の証明を行う前提として、学則又は内部規程等において、これらの職が学校教育法上のいずれの職に該当するものであるかを明確にすること。ただし、免許状更新講習の受講免除の認定申請の際にこれらの規定を免許管理者に提示することまでは要しない。

## 4 . 旧免許状所持者の修了確認期限の延期申請の流れ

### 【本項目でのポイント】

新たな免許状を授与された場合など修了確認期限を延期することができる事由が定められていることを御理解ください。

### ( 図 4 ) 修了確認期限の延期申請の流れ

最初の修了確認期限の確認

(必ず各自で表1又は表2から「最初の修了確認期限」を御確認ください)

最初の修了確認期限

平成 年 月 日

旧免許状所持者で免許状更新講習の受講義務のある方(P.4(2)参照)は、以下の ~ の事由に該当する場合には、修了確認期限の延期申請を行うことができます。

教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。(公立施設関係のみ)

心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。

専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。

教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満であること。

その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与( )された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。

「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれます。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。

< 延期できる期間 >

延期できる期間は教員等からの申請に基づき、下記に示す範囲内で免許管理者が決定・認定します。

申請する方は、修了確認期限の2か月前までに延期したい期間を明示して免許管理者の定める手続に従って修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1. 前ページ ~ に該当する場合には、その事由がなくなった日（ の場合は教員となった日）から2年2か月以内
2. 前ページ 、 に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日（複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日）の翌日から10年以内

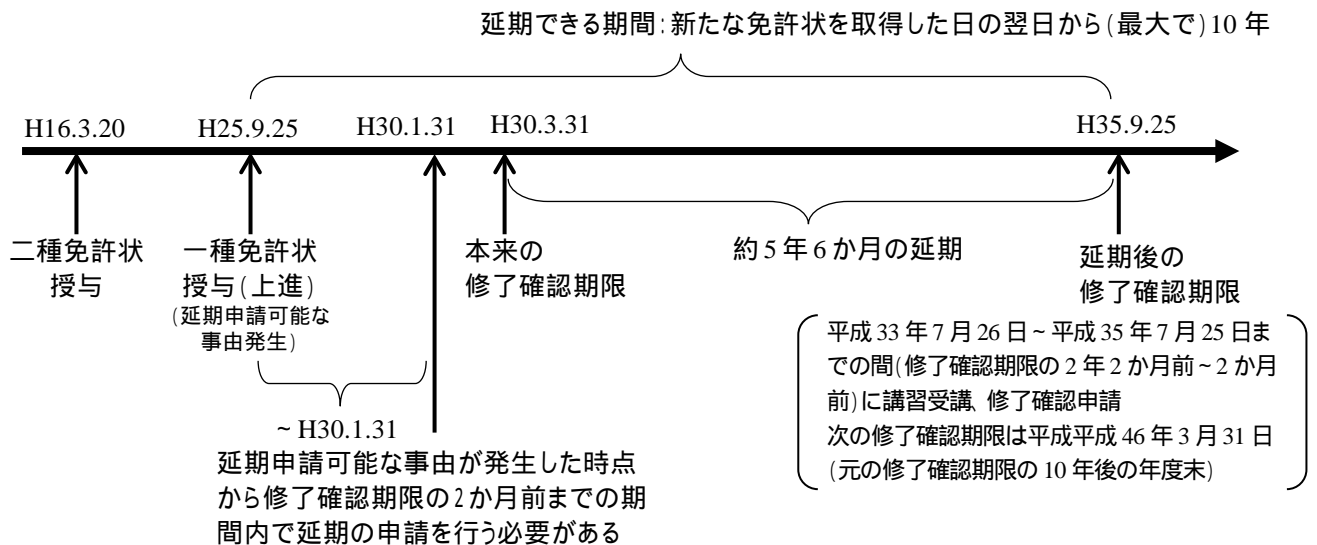
例：修了確認期限が表1の（平成26年3月31日）であり、教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年5月1日の方の場合、平成26年1月31日まで延期申請を行えば、最初の修了確認期限を、平成26年3月31日から平成28年5月1日に延期することができます。

免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。

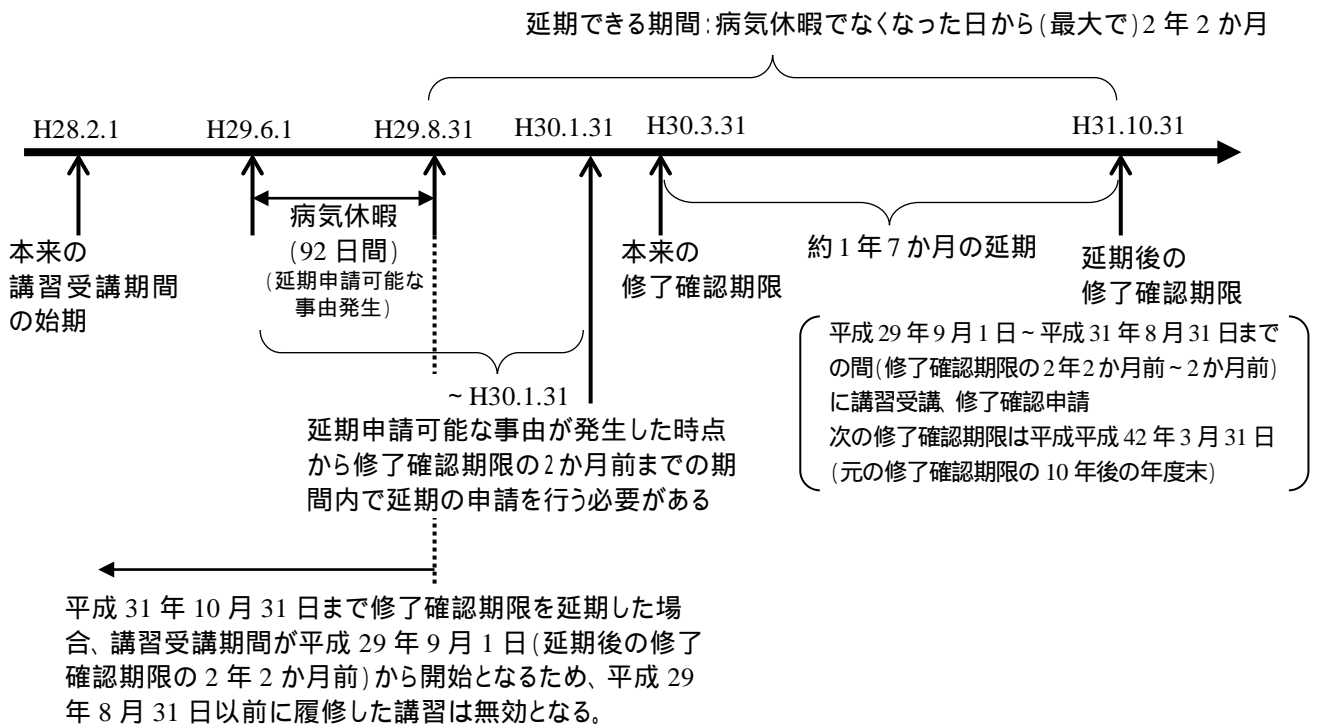
延期後の修了確認期限に基づき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

次の免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2か月前からとなります。したがって、延期前に一部の更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その成果を活用できない場合がありますので、ご注意ください。

## 例 1 : 修了確認期限の延期のイメージ (幼稚園教諭二種免許状を所持する教諭が上進した場合)



## 例 2 : 修了確認期限の延期のイメージ (病気休暇を取得した場合の例)



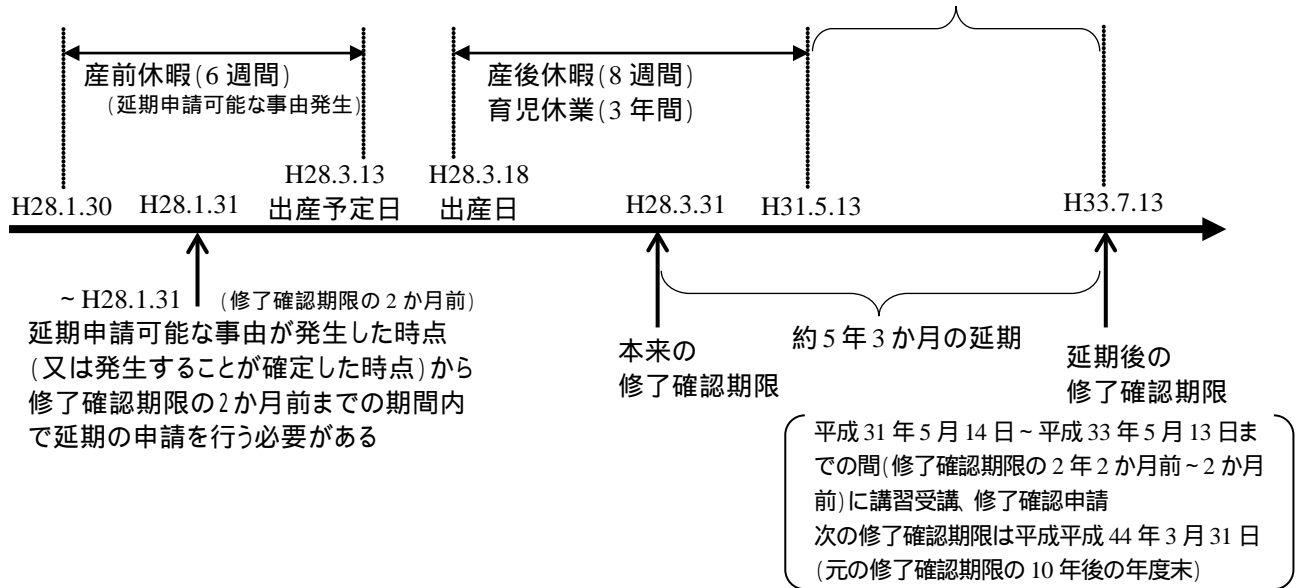
病気休暇でなくなった日(延期事由がなくなった日)から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

病気休暇により延期できる場合は、引き続き90日以上の場合が原則ですが、90日未満の病気休暇の場合であっても、免許管理者がやむを得ないと認めた場合は延期することができます。

### 例3：修了確認期限の延期のイメージ

(産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合の例)

延期できる期間：育児休業でなくなった日から(最大で)2年2か月

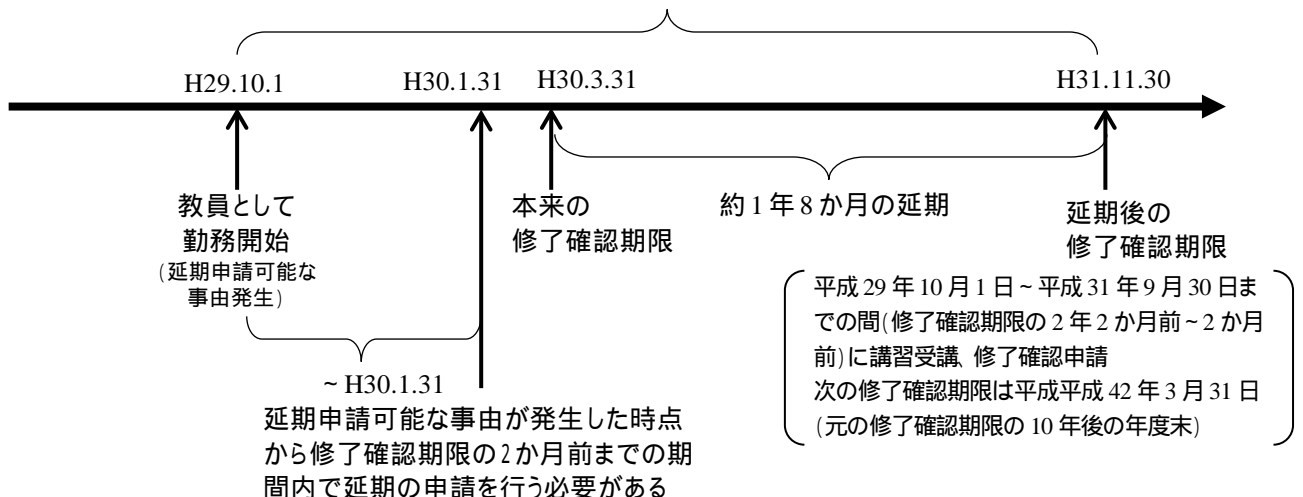


分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合を例にすると、育児休業が終了した日から、2年2か月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

### 例4：修了確認期限の延期のイメージ

(教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満である場合の例)

延期できる期間：教員となった日から(最大で)2年2か月



教員として採用された日から修了確認期限までの期間が2年2か月に満たない場合、当該採用日から起算して2年2か月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

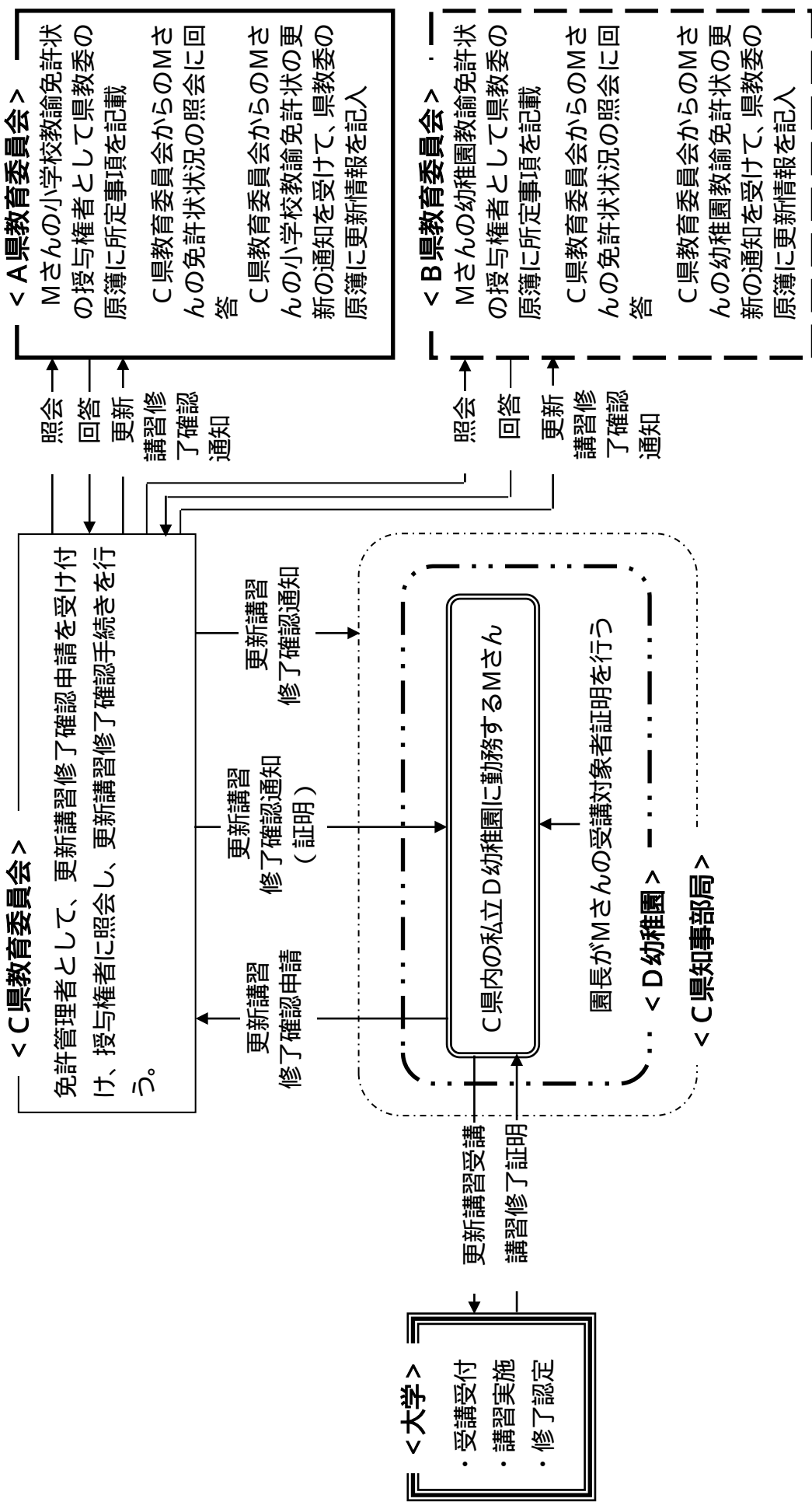
それまで保育所であった施設が幼保連携型認定こども園に移行した場合など、保育教諭になって2年2か月に満たない場合も、該当します。



(参考図)

## 私立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

A 県教育委員会から小学校教諭免許状、B 県教育委員会から幼稚園教諭免許状を授与され、現在、C 県内の私立 D 幼稚園に勤務する教員の例



## 5 . 免許状更新講習の内容

### 【本項目でのポイント】

免許状更新講習の具体的な内容、方法は大学等の各開設者が定めるものであることを御理解ください。

免許状更新講習は、免許状更新講習規則に規定される以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学や文部科学大臣が指定する公益法人等が開設者となります。必修領域を6時間以上、選択必修領域を6時間以上、選択領域を18時間以上、合わせて30時間以上を受講する必要があります。

| 領域   | 事項  | 時間     |
|--|---|--------|
| 必修領域   | イ 国の教育政策や世界の教育の動向<br>ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察<br>ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）<br>ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題  | 6時間以上  |
| 選択必修領域   | イ 学校を巡る近年の状況の変化<br>ロ 学習指導要領の改訂の動向等<br>ハ 法令改正及び国の審議会の状況等<br>ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性<br>ホ 学校における危機管理上の課題<br>ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組<br>ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善<br>チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）<br>リ 進路指導及びキャリア教育<br>ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働<br>ル 道徳教育<br>ヲ 英語教育<br>ワ 国際理解及び異文化理解教育<br>カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）<br>ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容 | 6時間以上  |
| 選択領域   | 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題   | 18時間以上 |
| 備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。 |   |        |

< 免許状更新講習の受講の仕方の例 >

必修領域・・・6時間以上  
必修領域の講習は、必ず6時間以上で開設されます。

+

選択必修領域・・・6時間以上  
選択必修領域の講習は、必ず6時間以上で開設されます。

+

選択領域・・・18時間以上  
(選択領域のそれぞれの講習に設定されている「対象職種」が、現在就いている職又は今後就くことを希望している職に合った講習を、合計で18時間以上履修することが必要です。(以下、パターン1～3を参照))

幼稚園教諭免許状及び養護教諭免許状を両方所持し、現在、幼稚園教諭として勤務している場合

【パターン1】

18時間の講習を受講  
 (例：幼児の指導法[対象職種：教諭])

【パターン2】

12時間の講習を受講  
 (例：幼児の指導法[対象職種：教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：野外活動の指導法[対象職種：教諭・養護教諭])

【パターン3】

6時間の講習を受講  
 (例：幼児の指導法[対象職種：教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：幼児の心理[対象職種：教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：野外活動の指導法[対象職種：教諭・養護教諭])

選択必修領域の講習に設定された「対象職種」が、現在就いている職(幼稚園教諭=対象職種は「教諭」)に対応した講習を受講する必要があります。

複数の「対象職種」が設定された講習については、設定された「対象職種」に含まれている全ての職種の免許状の更新のために受講できます。

「対象職種」が全く異なる(重複もしない)講習を組み合わせるとして18時間の受講とすることはできません。(上記の例の場合、【パターン2】や【パターン3】において、養護教諭のみが対象職種として設定されている講習を受講しても、合計30時間の受講に含められません。)

## < 「選択領域」の講習の選択方法 >

選択領域の講習には、「教諭・養護教諭・栄養教諭」のいずれか（複数の対象職種が設定されている場合もあります）の「対象職種」が設定されています。

旧免許状の養護教諭免許状を所持する者が養護教諭として勤務している場合や勤務を希望している場合、選択領域の講習は、「養護教諭」が対象職種に含まれている講習を18時間受講・修了する必要があります。

また、同様に旧免許状の栄養教諭免許状を所持する者が栄養教諭として勤務している場合や勤務を希望している場合、選択領域の講習は、「栄養教諭」が対象職種に含まれている講習を18時間受講・修了する必要があります。

上記以外の場合（養護教諭免許状や栄養教諭免許状を所持していない場合や、その他の教諭免許状（幼稚園教諭免許状や小学校教諭免許状など）を所持していて教諭として勤務している場合や勤務を希望している場合）は、「教諭」が対象職種に含まれている講習を18時間受講・修了する必要があります。

### 免許状更新講習の申込方法

免許状更新講習の内容について、大きくは前ページのように区分されていますが、具体的には各大学が様々な講習名で開設しています。

文部科学省ホームページに各年度で文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習の一覧を掲載しておりますので、各自で希望の講習を選択し、それぞれの募集期間内に各大学へ申し込んで下さい。

文部科学省ホームページ

「講習開設情報」（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)）

## < 新免許状所持者向け >

# 6. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続の流れ

### 【本項目でのポイント】

新免許状所持者の有効期間の確認をはじめとする一連の流れ、手続について、各幼稚園、認定こども園の教職員へ周知いただけるよう、各事項についてご理解ください。

## 1) 有効期間の満了の日までに有効期間の更新手続を行う場合

新免許状所持者については、教員として勤務しているかどうかにかかわらず、有効期間の更新手続を行わない場合、教員免許状が失効します。

幼稚園、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に勤務する教職員の中で、下記の(1)(2)の両方に該当する方は、各自の有効期間の満了の日の2か月前までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に有効期間更新の申請を行うことが必要となります。

また、下記(1)(3)の両方に該当する方々は、各自の判断で有効期間の満了の日の2か月前までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に必要な申請を行うことができます。

(1) 平成21年4月1日以降に初めて教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状(旧免許状)を授与された者。(保育士の資格は関係ありません。)

例：平成22年3月に幼稚園教諭普通免許状を授与。

平成25年3月に養護教諭普通免許状を授与。

平成21年3月31日以前に授与された旧免許状を1枚でも所持している場合は、平成21年4月以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、旧免許状として授与されますので、「2. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続の流れ」以降の旧免許状所持者向けの案内を御確認ください。(P.4)

(2) 下記の職にある者であること。

国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)

(3) 下記の職にある者であること。

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者(都道府県教育委員会)が定める者

指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。

国、地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者

各免許管理者でその範囲は定められます。

文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する学校栄養職員、養護職員

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園に勤務する保育士

かつて幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小学校等の校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）であった方で、今後、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）の職に就くことを希望する方

今後、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）として任命、雇用されることが見込まれる方（教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者、採用内定が出されている者 等）

その他文部科学大臣、免許管理者が定める者

認可保育所に勤務する保育士

「幼稚園」と「認可外保育施設」の双方を設置する自治体や法人により設置されている認可外保育施設に勤務する保育士

（ ） 、 、 以外の保育所に勤務する保育士は免許状更新講習を受講することはできません。

**免許状更新講習の受講等の基本的な流れ**は次の図のとおりです。

( 図 1 ) 免許状更新講習の受講等の基本的な流れ

**「有効期間の満了の日」の確認**

有効期間の満了の日を誤認すると、免許状更新講習の受講期間を誤認する恐れがあり、有効期間の更新手続きが行えなくなる可能性がありますので、厳に注意して御確認ください。

**新免許状を1枚のみ所持している場合**

当該に記載された「有効期間の満了の日」があなたの所持する新免許状の有効期間の満了日です

**新免許状を複数枚所持している場合**

それぞれの新免許状に記載された「有効期間の満了の日」のうち、最も遅い日付が、あなたの所持する全ての新免許状の有効期間の満了日です  
(自動的に統一されています)

**更新・延長・免除手続き済みの場合**

(新免許状を1枚のみ所持する場合と複数枚所持する場合のどちらも含む)

- ・ 免許状更新講習を受講・修了し、有効期間を更新している場合
- ・ 有効期間を延長している場合
- ・ 免許状更新講習の受講が免除される手続きを完了し、有効期間を更新している場合

免許管理者から発行された「有効期間更新証明書」「有効期間延期証明書」等に記載された「次の有効期間の満了の日」があなたの所持する全ての新免許状の有効期間の満了日です

**更新・延長・免除手続き済みであり、その後、新たに新免許状を取得した場合**

免許管理者から発行された「有効期間更新証明書」「有効期間延期証明書」等に記載された「次の有効期間の満了の日」及び新たに取得した新免許状に記載された「有効期間の満了の日」のうち、最も遅い日付が、あなたの所持する全ての新免許状の有効期間の満了日です(自動的に統一されています)

**免許状更新講習を受講・修了せず、有効期間を更新していない場合(未更新により失効)**

以降の手続きはP.25(図2)を御確認ください

有効期間の満了の日  
平成 年 月 日

## 各自の有効期間の満了の日の2か月前までの2年間の間に行うことが必要なこと

各自で文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択

### 免許状更新講習受講期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日  
(有効期間の満了の日の2年2か月前  
~ 有効期間の満了の日の2か月前)

各自で各大学等に受講を申し込みます

(受講申込書等に各幼稚園長等から教諭等であることを証明してもらいます。)

### 大学等が開設する免許状更新講習を受講します

(必修領域の講習を6時間以上、選択必修領域の講習を6時間以上、選択領域の講習を18時間以上、合計30時間以上受講します。その際、選択領域の講習については、教諭の新免許状を更新する場合は「教諭」、養護教諭の新免許状を更新する場合は「養護教諭」、栄養教諭の新免許状を更新する場合は「栄養教諭」が対象職種として設定された講習を受講することが必要です。)

教諭の新免許状と養護教諭の新免許状を両方所持していて、両方とも更新する場合は、それぞれの対象職種に応じた選択領域の講習を各18時間受講する必要があります。

(ただし、「教諭」及び「養護教諭」の両方とも対象職種として設定された講習であれば、教諭の新免許状と養護教諭の新免許状両方の更新のための講習と認められます。)

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

## 各自の有効期間の満了の日の2か月前までに行うことが必要なこと

各自で修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者に有効期間の更新申請をします。

### 申請手続最終日

平成 年 月 日

(有効期間の満了の日の2か月前)

免許管理者が有効期間を更新し、有効期間更新証明書を発行。

次の有効期間の満了の日(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。

### 次の有効期間の満了の日

平成 年 月 日

(証明書に記載)



幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭その他免許管理者が定める方は、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。（詳細はP.27をご確認ください。）

免許管理者は、免許状を授与された都道府県教育委員会ではないこと、また、勤務する施設によって違うことにご注意ください。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する方（保育士も含みます）の場合は、勤務する幼稚園等が所在する都道府県の教育委員会です。

保育所型認定こども園、保育所に勤務する保育士などの 以外の方の場合は、御自身の住所地の都道府県の教育委員会です。

## 2) 免許状更新講習を受講・修了せず、有効期間を更新していない場合

新免許状所持者については、教員として勤務しているかどうかにかかわらず、有効期間の更新手続きを行わない場合、教員免許状が失効します。

ただし、教員免許状を失効した場合であっても、教員免許状授与のために大学等で修得した単位は消えないため、引き続き教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、再度新免許状の授与を受けることができます。

その際、所要資格を満たした時点から10年後の年度末を既に経過している場合は、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後でなければ、再度の新免許状の授与を受けられません。

この場合の手續等は、以下、（図2）を御確認ください。

### （図2）有効期間経過後に新免許状が失効し、再度新免許状の授与を受ける場合の流れ

有効期間の満了の日を確認  
（必ず各自でP.23（図1）を参考に「有効期間の満了の日」を御確認ください）

有効期間の満了の日  
平成 年 月 日

～有効期間の満了の日を経過（＝失効）～

各自で都道府県教育委員会や教員免許状授与のために単位を修得した大学等に問合せて所要資格を満たしているか確認

所要資格を  
満たしていない場合

所要資格を満たしている場合  
（満たしてから10年以上経過）

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>所要資格を満たすのに必要な単位数を修得</p> | <p>各自で文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択</p> |
|----------------------------|--|



各自で各大学等に受講を申し込みます。  
 (受講申込書等に、各認定こども園や認可保育所の園長等から、保育士等の受講対象者に該当していることを証明してもらいます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

|  |   |
|--|---|
| <p>各自で免許状授与に必要な書類を揃え、都道府県教育委員会に免許状授与の申請をします。</p> | <p>各自で修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、都道府県教育委員会に免許状授与の申請をします。</p> |
|--|---|

都道府県教育委員会が申請書類を確認し、教員免許状(新免許状)を発行。本人へ送付。

|  |  |
|--|--|
| <p>教諭等に就くことができます。<br/>       教員免許状を授与された日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日(有効期間の満了の日)まで有効。(複数枚所持する場合は、P.23(図1)を参照)</p> | <p><b>有効期間の満了の日</b><br/> <u>平成 年 月 日</u><br/>       (免許状に記載)</p> |
|--|--|

## 7. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

### 【本項目でのポイント】

免許状更新講習の受講免除を希望する方も必ず免許管理者に申請手続きが必要であることにご注意ください。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭の職にある方（その他免許管理者が定める方）の場合は、P.23(図1)に沿って免許状更新講習を受講する以外に、免許管理者（勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会）に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。この場合の流れは以下の(図3)のとおりです。各自の判断によりいずれかの方途を選択して下さい。

免許状更新講習の受講対象に該当する方（P.21(2)(3)参照）は、以下の(1)～(6)のいずれかの事由に該当する場合には、免許状更新講習の受講免除の認定を申請することができます。

- (1) 校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭であること
- (2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者（都道府県教育委員会）が定める者  
指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。
- (3) 免許状更新講習の講師
- (4) 地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者  
各免許管理者でその範囲は定められます。
- (5) 免許管理者が指定する、文部科学大臣や教育委員会などからの優秀教員表彰等を受けた者  
免除対象となる表彰は、各免許管理者で定められます。
- (6) 文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

### (図3) 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

有効期間の満了の日を確認  
(必ず各自でP.23(図1)を参考に「有効期間の満了の日」を御確認ください)

有効期間の満了の日  
平成 年 月 日

(受講免除の認定申請期間の確認)  
有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの2年間

平成 年 月 日 ~  
平成 年 月 日

### 有効期間の満了の日の2か月前までに行うことが必要なこと

各自が勤務する幼稚園等が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して、免許状更新講習の受講免除の認定を申請します

申請手続最終日  
平成 年 月 日  
(有効期間の満了の日の  
2か月前)

免許管理者が、(免許状更新講習の受講免除を認定して)有効期間を更新し、有効期間更新証明書を発行

次の有効期間の満了の日(10年後)まで有効。  
(その後、新たに免許状を取得した場合は、P.23  
(図1)を参照)

有効期間の満了の日  
平成 年 月 日  
(証明書に記載)

### 免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う場合に留意いただきたい事項 【平成20年11月文部科学省初等中等教育局長通知】

2. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の際の国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の取扱いについて  
施行規則第61条の4第1号及び改正省令附則第10条第1項第1号の規定により、国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭(以下「校長等」という。)の免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う際の取扱いについては以下の通りとすること。

国立学校又は私立学校においては、学校教育法に規定する校長等に該当する職が様々な名称で置かれている場合があることから、免許管理者においては、これらの職にある者から免許状更新講習の受講免除の認定申請があった場合には、当該申請者が勤務する学校を設置する国立大学法人、学校法人又は校長(校長の職にあることによる免除の認定申請の場合には、国立大学法人又は学校法人)による当該申請者が学校教育法に規定する校長等であることの証明を求めること。

なお、各国立学校又は私立学校においては、上記の証明を行う前提として、学則又は内部規程等において、これらの職が学校教育法上のいずれの職に該当するものであるかを明確にすること。ただし、免許状更新講習の受講免除の認定申請の際にこれらの規定を免許管理者に提示することまでは要しない。

## 8 . 新免許状所持者の有効期間の延長申請の流れ

### 【本項目でのポイント】

産休・育休を取得した場合など、有効期間を延長することができる事由が定められていることを御理解ください。

### ( 図 4 ) 有効期間の延長申請の流れ

有効期間の満了の日を確認

(必ず各自で P.23 ( 図 1 ) を参考に「有効期間の満了の日」を御確認ください)

有効期間の満了の日

平成 年 月 日

免許状更新講習の受講対象者のうち、以下( 1 )のいずれかに該当する方は、以下( 2 )のいずれかの事由に該当する場合には、以下( 3 )の期間内で有効期間の延長申請を行うことができます。

#### ( 1 ) 有効期間の延長申請を行うことのできる者

国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師( 臨時講師、非常勤講師を含みます。 )

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者( 都道府県教育委員会 ) が定める者

指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。

国、地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員( 学校法人理事等 ) であって免許管理者が定める者

各免許管理者でその範囲は定められます。

文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する学校栄養職員、養護職員

#### ( 2 ) 有効期間の延長申請を行うことのできる事由

教育公務員特例法第 2 5 条の 2 第 1 項に規定する指導改善研修中である場合。( 公立施設関係のみ )

心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き 9 0 日以上病気休暇( 9 0 日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会( 免許管理者 ) がやむを得ないと認めるものを

含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。

専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。

教員となった日から有効期間の満了の日までの期間が2年2か月未満であること。

その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

### (3) 有効期間を延長することのできる期間

延長できる期間は教員等からの申請に基づき、下記に示す範囲内で免許管理者が決定・認定します。

申請する方は、事由が発生した時点から有効期間の満了の日の2か月前までの間に、延長したい期間を明示した上で免許管理者の定める手続に従って、有効期間の延長を免許管理者に申請します。

- ・上記(2) ~ 及び の事由で延長する場合  
その事由がなくなった日から2年2か月以内
- ・上記(2) の事由で延長する場合  
教員となった日から2年2か月以内

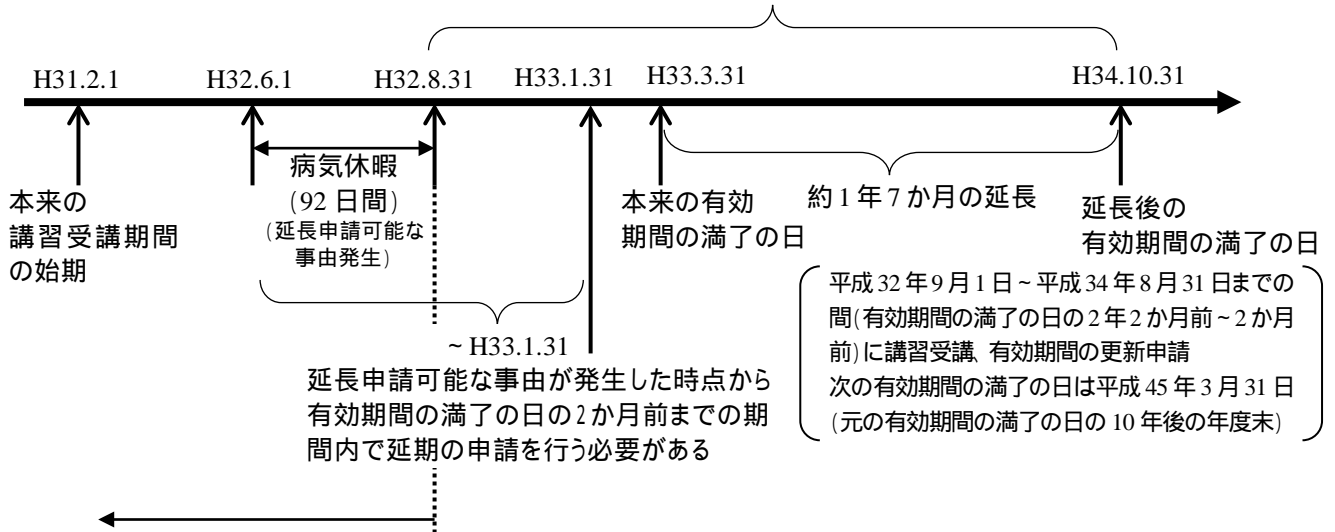
免許管理者が有効期間を延長し、有効期間延長証明書が発行されます。

延長後の有効期間の満了の日に基づき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

次の免許状更新講習の受講期間は、延長後の有効期間の満了の日の2年2か月前からとなります。したがって、延長前に一部の更新講習を履修していた場合、延長の期間によっては、その成果を活用できない場合がありますので、御注意下さい。

## 例 1：有効期間の延長のイメージ（病気休暇を取得した場合の例）

延期できる期間：病気休暇でなくなった日から（最大で）2年2か月



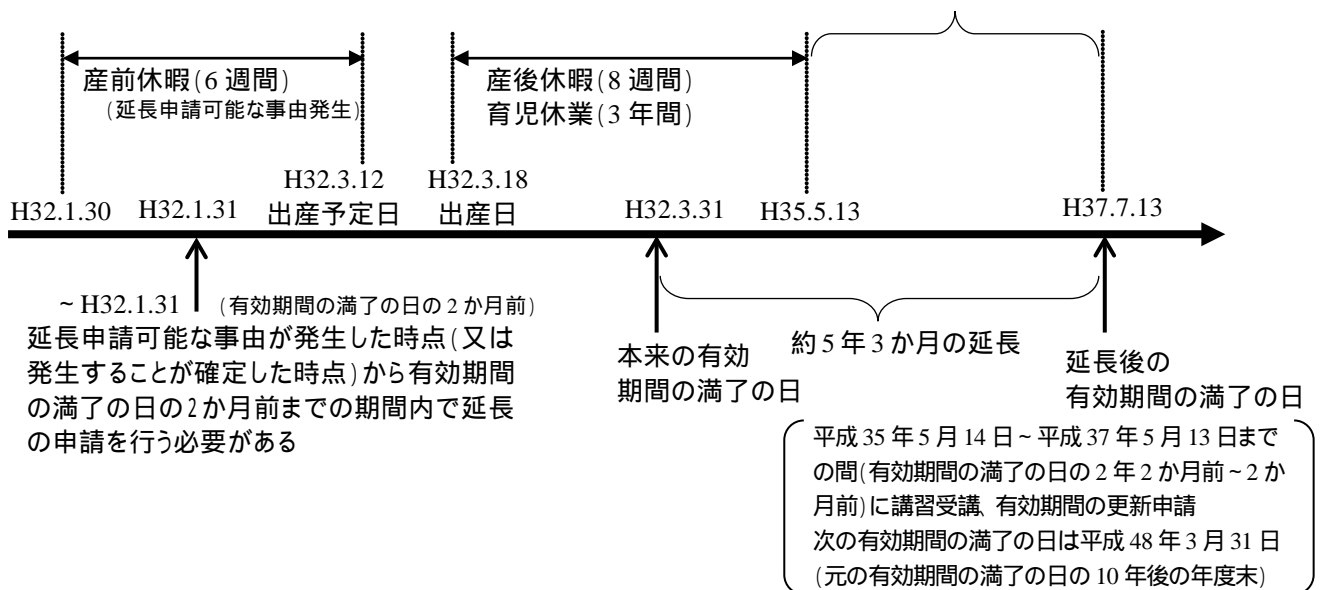
平成34年10月31日まで有効期間を延長した場合、講習受講期間が平成32年9月1日(延長後の有効期間の満了の日の2年2か月前)から開始となるため、平成32年8月31日以前に履修した講習は無効となる。

病気休暇でなくなった日(延長事由がなくなった日)から、2年2か月間の範囲内で、有効期間を延長することができます。

病気休暇により延長できる場合は、引き続き90日以上の場合が原則ですが、90日未満の病気休暇の場合であっても、免許管理者がやむを得ないと認めた場合は延長することができます。

## 例 2：有効期間の延長のイメージ (産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合の例)

延期できる期間：育児休業でなくなった日から(最大で)2年2か月

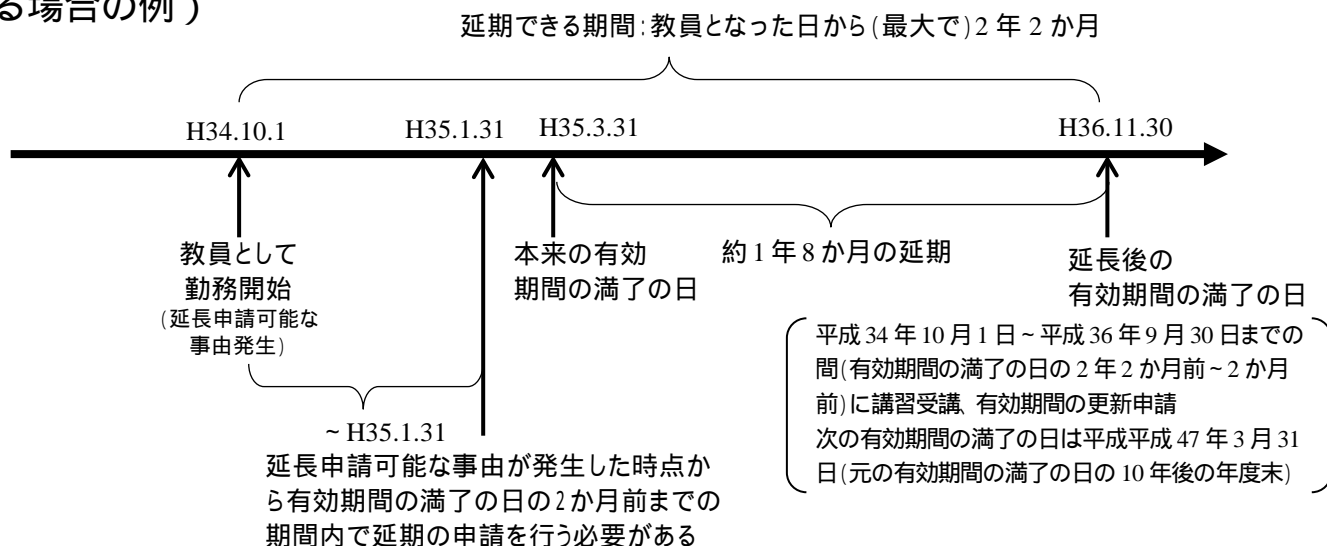


分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を

取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合を例にすると、育児休業が終了した日から、2年2か月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

### 例3：有効期間の延長のイメージ

(教員となった日から有効期間の満了の日までの期間が2年2か月未満である場合の例)



教員として採用された日から有効期間の満了の日までの期間が2年2か月に満たない場合、当該採用日から起算して2年2か月間の範囲内で、有効期間を延長することができます。

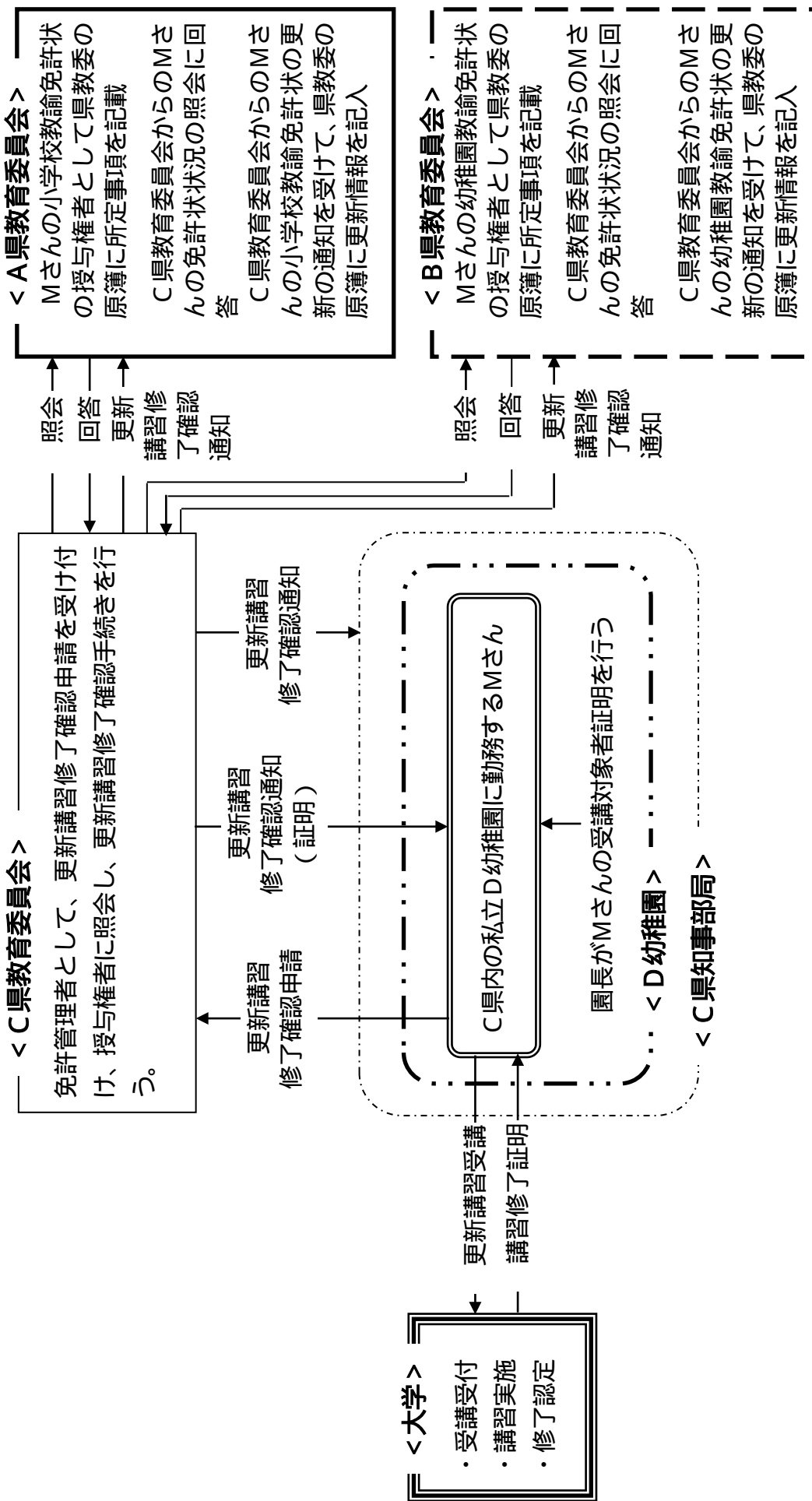
それまで保育所であった施設が幼保連携型認定こども園に移行した場合など、保育教諭になって2年2か月に満たない場合も、該当します。



(参考図)

# 私立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

A 県教育委員会から小学校教諭免許状、B 県教育委員会から幼稚園教諭免許状を授与され、現在、C 県内の私立 D 幼稚園に勤務する教員の例



## 9 . 免許状更新講習の内容

### 【本項目でのポイント】

免許状更新講習の具体的な内容、方法は大学等の各開設者が定めるものであることを御理解ください。

免許状更新講習は、免許状更新講習規則に規定される以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学や文部科学大臣が指定する公益法人等が開設者となります。必修領域を6時間以上、選択必修領域を6時間以上、選択領域を18時間以上、合わせて30時間以上を受講する必要があります。

| 領域   | 事項  | 時間     |
|--|---|--------|
| 必修領域   | イ 国の教育政策や世界の教育の動向<br>ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察<br>ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）<br>ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題  | 6時間以上  |
| 選択必修領域   | イ 学校を巡る近年の状況の変化<br>ロ 学習指導要領の改訂の動向等<br>ハ 法令改正及び国の審議会の状況等<br>ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性<br>ホ 学校における危機管理上の課題<br>ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組<br>ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善<br>チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）<br>リ 進路指導及びキャリア教育<br>ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働<br>ル 道徳教育<br>ヲ 英語教育<br>ワ 国際理解及び異文化理解教育<br>カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）<br>ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容 | 6時間以上  |
| 選択領域   | 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題   | 18時間以上 |
| 備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。 |   |        |

< 免許状更新講習の受講の仕方の例 >

必修領域・・・6時間以上  
必修領域の講習は、必ず6時間以上で開設されます。

+

選択必修領域・・・6時間以上  
選択必修領域の講習は、必ず6時間以上で開設されます。

+

選択領域・・・18時間以上  
(選択領域のそれぞれの講習に設定されている「対象職種」が、更新を希望する免許状の種類に合った講習を、合計で18時間以上履修することが必要です。具体的には、教諭の新免許状を更新する場合は「教諭」、養護教諭の新免許状を更新する場合は「養護教諭」、栄養教諭の新免許状を更新する場合は「栄養教諭」が対象職種として設定された講習を履修することが必要です。(以下、パターン1～3を参照))

幼稚園教諭免許状及び養護教諭免許状を両方所持し、現在、幼稚園教諭として勤務している場合

【パターン1】

18時間の講習を受講  
 (例：幼児の指導法  
 [対象職種：教諭])

【パターン2】

12時間の講習を受講  
 (例：幼児の指導法  
 [対象職種：教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：野外活動の指導法  
 [対象職種：教諭・養護教諭])

【パターン3】

6時間の講習を受講  
 (例：幼児の指導法  
 [対象職種：教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：教育カウンセリング  
 [対象職種：教諭・養護教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：野外活動の指導法  
 [対象職種：教諭・養護教諭])

18時間の講習を受講  
 (例：学校保健の現状と課題  
 [対象職種：養護教諭])

12時間の講習を受講  
 (例：学校保健の現状と課題  
 [対象職種：養護教諭])

6時間の講習を受講  
 (例：学校保健の現状と課題  
 [対象職種：養護教諭])

|                                  |   |  |
|----------------------------------|---|--|
| 選択領域講習<br>の受講時間：<br>合計 36 時間     | 選択領域講習<br>の受講時間：<br>合計 30 時間                          | 選択領域講習<br>の受講時間：<br>合計 24 時間                         |
| 対象職種【教諭】18 時間<br>対象職種【養護教諭】18 時間 | 対象職種【教諭】12 時間<br>対象職種【教諭・養護教諭】6 時間<br>対象職種【養護教諭】12 時間 | 対象職種【教諭】6 時間<br>対象職種【教諭・養護教諭】12 時間<br>対象職種【養護教諭】6 時間 |

選択必修領域の講習に設定された「対象職種」が、更新したい免許状（幼稚園教諭免許状＝対象職種は「教諭」、養護教諭免許状＝対象職種は「養護教諭」）に対応した講習を受講する必要があります。

複数の「対象職種」が設定された講習については、設定された「対象職種」に含まれている全ての職種の免許状の更新のために受講できます。

「対象職種」が全く異なる（重複もしない）講習を組み合わせるとして 18 時間の受講とすることはできません。（例えば、対象職種が教諭のみである講習 12 時間と対象職種が養護教諭のみである講習 6 時間の合計 18 時間を受講した場合、教諭の免許状も養護教諭の免許状もどちらも更新できません。）

教諭の新免許状と養護教諭の新免許状を両方所持していて、両方とも更新する場合は、それぞれの対象職種に応じた選択領域の講習を各 18 時間受講する必要があります。

（ただし、「教諭」及び「養護教諭」の両方とも対象職種として設定された講習であれば、教諭の新免許状と養護教諭の新免許状両方の更新のための講習と認められます。）

## < 「選択領域」の講習の選択方法 >

**選択領域の講習には、「教諭・養護教諭・栄養教諭」のいずれか（複数の対象職種が設定されている場合もあります）の「対象職種」が設定されています。**

新免許状の教諭及び養護教諭免許状を所持する場合、選択領域の講習は、「教諭」が対象職種に含まれている講習を 18 時間に加えて、「養護教諭」が対象職種に含まれている講習も 18 時間、最大で合計 36 時間受講・修了する必要があります。栄養教諭免許状を所持する場合も同様です。

ただし、複数の「対象職種」が設定された講習については、設定された「対象職種」に含まれている全ての職種の免許状の更新のために受講できます。（上記の例で言えば、「教諭」及び「養護教諭」がどちらも対象職種に含まれている選択領域の講習であれば、18 時間受講・修了することで教諭免許状及び養護教諭免許状のどちらも更新できます。）

上記以外の場合（養護教諭免許状や栄養教諭免許状を所持していない場合や、その他の教諭免許状（幼稚園教諭免許状や小学校教諭免許状など）を所持している場合）は、「教諭」が対象職種に含まれている講習を 18 時間受講・修了する必要があります。

### 免許状更新講習の申込方法

免許状更新講習の内容について、大きくは前ページのように区分されていますが、具体的には各大学が様々な講習名で開設しています。

文部科学省ホームページに各年度で文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習の一覧を掲載しておりますので、各自で希望の講習を選択し、それぞれの募集期間内に各大学へ申し込んで下さい。

文部科学省ホームページ

「講習開設情報」（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)）

## 10 . 各幼稚園の園長等に取り組んでいただきたい事項

### **【本項目でのポイント】**

各幼稚園、認定こども園に勤務する教職員の方々に対する下記の取組のご協力をお願いいたします。

教員免許更新制について各教職員に理解促進を図っていただくこと。

各教職員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等について個別に連絡することは予定していないため、教職員の名簿の整理等により各教職員の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。

各教職員が免許状更新講習を受講するに際し、免許状更新講習の受講申込書で幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する教職員、認定こども園に勤務する保育士であることの証明（受講対象者であることの証明）を行っていただくこと。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者による更新講習修了確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合、必ず各自が免許管理者に対して免許状更新講習受講免除の認定申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知すること。

「認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」、「認可保育所の保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」について

- ・ 免許状更新講習を受講することができ、修了確認期限までに講習受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、次回の修了確認期限までの間に幼稚園の教諭、講師等として採用することが可能。
- ・ 講習を受講しないで修了確認期限を経過した場合は、その後、講習受講・修了し、免許管理者から確認を受けなければ幼稚園の教諭、講師等として採用することは不可。

## 1 1 . よくある御質問

問 1 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についても免許状が失効するのでしょうか。

(答)

平成 2 1 年 3 月 3 1 日までに授与された旧免許状の幼稚園教諭免許状を持っているが、現在は幼稚園の教員等の教育職員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

ただし、修了確認期限が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要です。

平成 2 1 年 4 月 1 日以降に授与された新免許状の幼稚園教諭免許状については、職に就いているかどうかにかかわらず、有効期間の更新手続きを行わない場合、教員免許状が失効します。

ただし、教員免許状を失効した場合であっても、教員免許状授与のために大学等で修得した単位は消えないため、引き続き教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、再度新免許状の授与を受けることができます。

その際、所要資格を満たした時点から 1 0 年後の年度末を既に経過している場合は、免許状の授与申請の前に、3 0 時間以上の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

問 2 「認定こども園に勤務する保育士」、「認可保育所に勤務する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する保育士」のうち教員免許状を有する者についてはどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

教員等の教育職員ではありませんので、各自の修了確認期限又は有効期間の満了の日までに免許状更新講習を受講し、免許管理者への手続きを行う必要はありませんが、これらの保育士は免許状更新講習を受講することができる者とされており、任意で各自の修了確認期限又は有効期間の満了の日までに免許状更新講習の受講・修了し、免許管理者への手続きを行うことができます。

問 3 上記の問 2 以外の認可外保育施設等に勤務する教員免許状を有する保育士についてはどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

これらの保育士は、各自の修了確認期限又は有効期間の満了の日までに免許状更新講習を受講し、免許管理者への手続きを行う必要はなく、また、受講対象者にも該当しないため、教員免許状を持っていても免許状更新講習を受講することはできません。

また、旧免許状所持者であれば、修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

ただし、過去に幼稚園や認定こども園である幼稚園で教員として勤務した経験のある方や、今後、幼稚園等の教員になる可能性があり、非常勤講師等の登録をしている方、幼稚園等から採用内定を受けている者等、受講対象者に該当する場合は、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者への手続きを行うことができます。

問 4 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。最初の修了確認期限（有効期間の満了の日）も過ぎています。各都道府県教育委員会が行う教員採用試験では、教員免許取得（見込み）が受験資格になっていますが、現在の状態でも受験することができるのでしょうか。

(答)

文部科学省では、教員採用を行う各都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人等に対して、教員免許状を持っている方で修了確認期限又は有効期間の満了の日を経過している場合でも、そのことのみをもって採用試験の受験を認めないこととすることのないよう要請して

います。

ただし、この場合、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要となっていますので、採用日までの期間が短い場合は、あらかじめ免許状更新講習の受講等をはじめなど、採用されるまでに全ての手続きを完了させることができるよう、計画的に免許状の更新に必要な手続きを進めてください。

問5 大学卒業時（平成17年3月）に中学・高校の免許を取得しましたがこれまで使っていません。その後、保育士資格を取得し、ずっと保育士として勤務してきて、修了確認期限は既に経過しました。この度、勤務先の認可保育所が幼保連携型認定こども園に移行することになったので、幼稚園教諭普通免許状を取得しました。幼稚園教諭普通免許状は取得したばかりなので、取得してから10年後に更新すれば良いでしょうか。

（答）

もともと旧免許状をお持ちの方は、新たに取得した教員免許状も旧免許状として授与されるため、教員免許状に取得から10年間の有効期間は記載されません。もともとお持ちであった中学・高校の免許状と同じく、生年月日等により修了確認期限が定められていますので、修了確認期限を既に経過している場合は、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続きを行って免許状を有効に戻してからでなければ、新たに取得した幼稚園教諭普通免許状を使って教員として勤務することはできません。

問6 旧免許状の幼稚園教諭普通免許状を持っていて、幼保連携型認定こども園で保育教諭をしています。生年月日で確認すると、修了確認期限は平成31年3月31日ですが、保育士資格があれば、平成32年3月31日までに更新すれば大丈夫と聞きました。平成31年3月31日までに免許状更新講習を受けなくても本当に問題ないでしょうか。

（答）

旧免許状を所持する保育教諭は、各自の修了確認期限の2か月前までに、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了して免許管理者（都道府県教育委員会）に更新講習修了確認の申請を行うことが義務づけられており、これらの手続を行わない場合、所持する旧免許状は失効し、返納する必要が生じます。

ただし、平成32年3月31日までは、保育士資格があれば、幼稚園教諭普通免許状が失効して所持していない状態でも、保育教諭として勤務を続けることが特例措置により可能となっています。

御質問の方の場合、平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了して免許管理者に更新講習修了確認の申請を行わなかった場合は、免許状は失効しますので、原則として平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに必要な手続を行ってください。

ただし、平成32年3月31日までは、特例措置により、保育士資格があれば保育教諭を継続できますが、平成32年4月1日以降も保育教諭を続けるためには、平成32年3月31日までに再度幼稚園教諭普通免許状を取得する必要があります。その際は、取得のための所要資格を満たしているかどうかの確認や、満たしていない場合の不足単位数の修得、免許状更新講習の受講等、再取得までの諸手続に時間を要すると想定されることから、平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに必要な手続を行い、免許状を失効させないようにすることをおすすめします。

問7 旧免許状の幼稚園教諭普通免許状を持っていて、幼稚園型認定こども園で幼稚園教諭をしています。生年月日で確認すると、修了確認期限は平成31年3月31日ですが、保育士資格があれば、平成32年3月31日までに更新すれば大丈夫と聞きました。平成31年3月31日までに免許状更新講習を受けなくても本当に問題ないでしょうか。

（答）

旧免許状を所持する保育教諭は、各自の修了確認期限の2か月前までに、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了して免許管理者（都道府県教育委員会）に更新講習修了確認の申請を行

うことが義務づけられており、これらの手続を行わない場合、所持する旧免許状は失効し、返納する必要が生じます。

幼稚園教諭普通免許状が失効した状態で、保育士資格があることによって勤務できる特例措置は、幼保連携型認定こども園で保育教諭として勤務する場合のみ適用されます。幼稚園型認定こども園で幼稚園教諭として勤務する場合は免許状が失効した時点で幼稚園教諭の職を継続できなくなりますので、平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに必要な手続を行い、免許状を失効させないように御注意ください。

問8 幼保連携型認定こども園で保育教諭を採用する場合についてお尋ねします。旧免許状の幼稚園教諭普通免許状を持っていて、修了確認期限は平成31年3月31日である方について、本人はそれまで働いておらず、教員になるつもりもなかったため更新手続を行っていないのですが、急遽その方を平成31年1月から幼保連携型認定こども園で保育教諭として採用した場合、現職教員なので平成31年3月31日までに免許状更新講習を受講して都道府県教育委員会に申請しないといけなくなると思います。1か月ですべて手続を行うのは難しいと思うのですが、当該者を救済する手立てはないでしょうか。

（答）

旧免許状を所持する現職教員については、教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満である場合、修了確認期限を、最大で教員となった日から2年2か月後の日付まで、延期することができます。ただし、修了確認期限を延期する場合は、延期前の修了確認期限の2か月前（御質問の場合は平成31年1月31日）までに、必ず、免許管理者に延期申請を行う必要があります。自動で延期されることはありませんので、延期申請を忘れないよう御注意ください。

また、修了確認期限を延期した場合、免許状更新講習の受講及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は、延期後の修了確認期限から起算した2年2か月前～2か月前の2年間となりますので、適切な期間内に手続を行うよう御注意ください。

（参考）教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話：03-5253-4111（内線 3572） メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

教員免許更新制の制度の詳細

文部科学省ホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

「<解説>教員免許更新制のしくみ」をご覧ください。（文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/08051422.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm)）に掲載中）

最初の修了確認期限の確認

文部科学省ホームページの「修了確認期限をチェック」のコーナーをご覧ください。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/003/index1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)）

現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きの流れ」をご覧ください。（文部科学省ホームページ

（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/002/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm)）に掲載中）

講習開設情報について

「講習開設情報」（文部科学省ホームページ

（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)）に掲載中）をご覧ください。

更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて

「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」（文部科学省ホームページ

（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/002/1314000.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/1314000.htm)）に掲載中）を御覧いただき、各都道府県教育委員会の教員免許更新制担当へお問い合わせください。



# 幼保連携型認定こども園における保育教諭 の幼稚園教諭免許状の更新について

## 概要

改正認定こども園法(平成24年法律第66号)において、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「**幼保連携型認定こども園**」が創設。

この「幼保連携型認定こども園」においては、園長と**保育教諭**が必置となっており、保育教諭は**幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する**ことが原則。

保育教諭のほか、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師(保育教諭及び助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。)も同様。以下、保育教諭等という。

幼稚園教諭免許状については、有効な状態でなければならない(**休眠状態は不可**)

休眠状態:更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した非現職教員の所持する免許状の状態(免許状は失効していないが、教育職員になるためには更新講習修了確認を受ける必要がある状態)

## 【施行日】

**平成27年4月1日** 子ども・子育て支援法の施行の日

### < 経過措置 >

経過措置期間(**5年間**):**平成27年4月1日～平成32年3月31日**

経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状または保育士資格の**どちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭等になることができる。**

経過措置期間経過後は、幼稚園教諭免許状が有効な状態であり、かつ、保育士資格を有していないと、**経過措置期間中に保育教諭等となった者はその職を失う**ことになる。

## 幼稚園教諭免許状の扱い

幼稚園教諭免許状(旧免許状)を持っている方が保育教諭等となる場合、修了確認期限の時期により、幼稚園教諭免許状の扱いが異なることに留意。

(ケース1) **すでに修了確認期限を経過して休眠状態になっている場合**

保育士資格を有していれば、**経過措置期間中は、その保育士資格により保育教諭等になることができる。**ただし、休眠状態を回復しないまま経過措置期間を経過してしまうと**保育教諭等としての職を失う**こととなる。(この場合、幼稚園教諭免許状は休眠状態のままとなる。)

(ケース2) **経過措置期間中に修了確認期限が到来する場合**

修了確認期限までに更新しなければ、**幼稚園教諭免許状は失効**する。ただし、保育士資格があれば、**経過措置期間中は、失効後でも引き続き保育教諭等になることができる。**

(ケース3) **経過措置期間後に修了確認期限が到来する場合**

経過措置期間中は、**幼稚園教諭免許状は有効であるため、保育教諭等になることができる。**

ただし、修了確認期限までに更新しなければ、経過措置期間は終了しているため、**保育教諭等としての職は失い、さらに幼稚園教諭免許状は失効**となる。

- Q 1 . 幼稚園教諭免許状を持っていますが、修了確認期限を経過し、現在、休眠状態となっております。その場合、経過措置期間に保育教諭等となれば、一時的に幼稚園教諭免許が有効になるということでしょうか？
- A . 経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかの免許・資格で保育教諭等となれるだけであり、更新講習を受講して必要な手続をしない限り、幼稚園教諭免許状は休眠状態のままとなります（一時的に有効になるわけではありません。）。保育教諭等となることができるのは、あくまでも保育士資格があるからということではありません。
- Q 2 . 経過措置期間中に休眠状態の幼稚園教諭免許状を有効な状態に回復しようとする場合、更新講習の受講は経過措置期間内であれば何年かけてもよいのでしょうか？
- A . 改正前と同様、休眠状態の免許状を有効な状態に回復しようとする場合、更新講習を受講し、履修認定を受けてから2年2カ月の間に更新手続を行う必要があります。
- Q 3 . 認定こども園に勤務する者であれば、この経過措置が適用されることになるのでしょうか？
- A . 認定こども園には4つのタイプ（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）があり、そのうちの幼保連携型における保育教諭等のみに適用されます。
- Q 4 . 幼稚園教諭免許状は持っているのですが、保育士資格はありません。保育士資格を得るためにはどうしたら良いのでしょうか？
- A . 幼稚園教諭免許を有し、幼稚園等で3年以上かつ4320時間以上の実務経験を有している者であれば、保育士資格取得の特例が適用され、通常よりも少ない単位により保育士資格を取得することができます。（特例措置期間：平成32年3月31日まで）  
なお、詳細については、内閣府若しくは厚生労働省に御確認ください。
- Q 5 . 経過措置期間中に保育教諭等となった場合、修了確認期限の延長申請や更新講習受講の免除申請を行うことは可能でしょうか？
- A . 延長や免除の要件にあてはまる者（修了確認期限を経過した者を除く。）であれば、申請をすることが可能です。なお、その場合、修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。

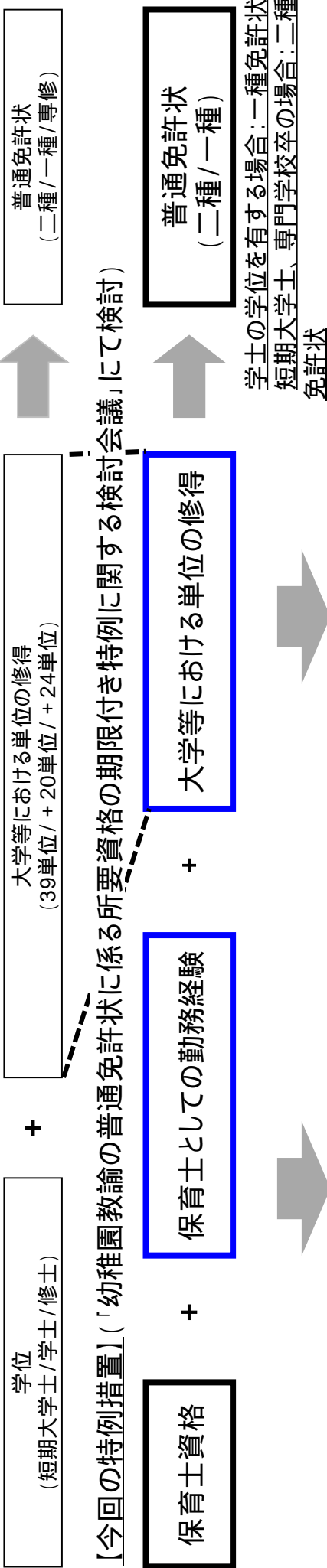
# 幼稚園免許状授与の所要資格の特例について①

## (目的)

保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例  
保育士資格の特例については厚生労働省において検討

[通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合]



[今回の特例措置] (「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

- (メルクマール)
- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
  - ②小学校就学前の幼児を対象としていること
  - ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
  - ④上記 ~ を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

- (内訳)
- ・教職の意義及び教員の役割 2単位
  - ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 2単位
  - ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
  - ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
  - ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
  - ・幼児理解の理論及び方法

# 幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について②

| 取得可能な免許状の種類  |  | 特例を適用しない場合の要件 | 本特例における要件<br>(一種、二種共通) |
|--------------|--|---------------|------------------------|
| 教養科目         | 取得可能な免許状の種類  | 一種免許状<br>(大卒) | 二種免許状<br>(短大卒)         |
| 教科に関する科目     | <b>日本国憲法</b> 、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作  | 8             | 8                      |
|              | 教職の意義及び教員の役割<br>教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)<br>進路選択に資する各種機会の提供等                    | 2             | 2                      |
|              | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想<br>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)  | 6             | 4                      |
| 教職に関する科目     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項<br>教育課程の意義及び編成の方法<br>保育内容の指導法<br>教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | 18            | 12                     |
|              | 幼児理解の理論及び方法<br>教育相談(カウンセリングに関する基礎的な理解を含む。)の理論及び方法                                | 2             | 2                      |
|              | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目   | 5             | 5                      |
|              | 教育実習   | 2             | 2                      |
|              | 教職実践演習   | 10            | 0                      |
| 教科又は教職に関する科目 | 合計単位数  | 59            | 39                     |

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。